

○被疑者と弁護士等との間の接見に対する配慮について

平成 28 年 11 月 22 日

刑 総 第 2006 号

警 察 本 部 長

被疑者と弁護士等との間の接見に対する配慮について（通達）

刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 39 条第 1 項の規定により、逮捕・勾留中の被疑者（以下「被疑者」という。）と弁護士又は弁護士になろうとする者（以下「弁護士等」という。）との間の接見交通権が保障されていることに鑑み、みだしのことについては、平成 28 年 12 月 1 日から次のとおりとすることとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、犯罪捜査規範の一部改正に伴う弁護士選任の申出に関する制度の教示及び被疑者と弁護士等との間の接見に対する配慮について（平成 20 年刑総第 1233 号）は、平成 28 年 11 月 30 日限り、廃止する。

記

1 被疑者に対する接見に関する告知

弁解録取の際に、被疑者に対し、弁護士等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出を弁護士等に連絡する旨を告知すること。

2 被疑者から弁護士等と接見したい旨の申出を受けた場合の措置

(1) 弁護士等への連絡は、特段の事情がある場合を除き、直ちに行うこと。ただし、弁護士等の事務所に連絡したものの当該弁護士が不在である場合等にあつては、応対者に伝言を依頼し、電話に応答がなかった場合にあつては、いわゆる留守番電話に要件を録音して残すなど、警察から連絡したことが記録されるよう努めること。

(2) 弁護士等への連絡方法については、電話等適宜の方法によるものとし、取調官に代わり捜査主任官等が連絡を行っても差し支えない。

(3) 実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような場合であっても、可能な限り早期に弁護士等に連絡すること。

(4) 弁護士等に連絡をした場合は、その連絡をした日時、連絡の内容等を留置管理担当者に速やかに連絡すること。

3 弁護士等から取調べ前又は取調べ中の被疑者に接見したい旨の申出を受けた場合の対応

(1) 対応要領

ア 可能な限り早期に接見の機会を与えるようにし、取調べに関しては、間近い時に予定がある場合であっても、当該取調べが予定どおり開始できる範囲で接見時間の調整が可能なときは、その機会を与えるよう配慮すること。

イ 現に取調べ中であっても、遅くとも直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること。

(2) 留意事項

実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っている場合、間近い時に実況見分、検証等の予定がある場合等は、当該捜査の中断又は予定変更が困難な場合が多いことから、このような場合までを対象とするものではないので誤りのないようにすること。

なお、接見に関する配慮に当たっては、検察官による接見指定等検察官との調整を要する場合等もあることから、必要に応じ検察官に連絡し協議を行うこと。

4 接見の申出に伴う記録簿の作成等

(1) 取調べ中の被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合又は弁護人等から取調べ中の被疑者について、当該事件主管課に接見したい旨の申出があった場合は、接見申出記録簿（別記様式。以下「記録簿」という。）に記録すること。

また、取調べ中の被疑者に対して、弁護人等から接見の申出があったものの、様々な状況から、結果として速やかな措置を講じることができなかった場合は、その旨を記載すること。

(2) 作成した記録簿については、当該被疑者に係る犯罪事件処理簿（犯罪事件受理簿等の様式の制定について（平成12年埼例規第93号・刑総）別記様式第2号から別記様式第4号まで）の末尾に添付して保管することとし、検察官から当該被疑者に係る記録簿の提出を求められた場合は、捜査報告書を作成の上、記録簿の写しを添付し資料化して送致すること。

実施日

この通達は、平成28年12月1日から実施する。

実施日（令和6年4月11日刑総第949号）

この通達は、令和6年4月11日から実施する。

【別記様式省略】